

審査実績を踏まえた規制基準等の
記載の具体化・表現の改善について
令和2年度の実施計画の策定と次年度以降の進め方

令和2年10月28日
原子力規制庁

1. 経緯

令和2年度第27回原子力規制委員会(令和2年9月23日。参考資料1参照。)において、審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善に関し、以下の進め方が了承された。

- 原子力規制庁(以下「規制庁」という。)内及び原子力エネルギー協議会(以下「ATENA」という。)から収集した意見・提案を踏まえ、実施計画案を規制庁が作成する。同案の作成にあたっては、規制庁内の関係部門で公開会合を開催し、意見・提案の内容の分類の確定、対応案件の優先順位付け、令和2年度中に対応するものの選定について意見交換を行う。
- 本年10月中を目途に原子力規制委員会に令和2年度の実施計画案を諮る。

今般、規制庁において公開会合を開催し¹、令和2年度の実施計画(案)を取りまとめたので原子力規制委員会に諮るものである。

2. 令和2年度の実施計画(案)について

令和2年度の実施計画は、別紙案のとおりとしたい。
公開会合を踏まえた検討経緯及び実施計画(案)の概要は以下のとおり。

(1) 検討経緯

次のとおり分類を確定した(総括表は表1のとおり)。

分類(a)²としたもの

- ・規制庁内で収集した意見・提案のうち、暫定的に分類(a)としていた6件は、別紙の表1に示す理由により、引き続き分類(a)とした。
- ・ATENAから収集した意見・提案は、暫定的に全て(b)又は(c)としていたが、このうちの5件は別紙の表1のとおり分類(a)に変更した。

分類(b)³としたもの

- ・暫定的に分類(b)としていた19件のうち4件は、分類(b)から(a)に変更し(上記の内数)、残り15件を、別紙の表2のとおり分類(b)とした。

¹第1回審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善に関する会合(令和2年10月8日)

²分類(a):見直しを要しないもの(取下げ等)

³分類(b):単純な字句の変更等に関するもの

分類(c)⁴としたもの

- ・暫定的に分類(c)としていた 64 件のうち 1 件は分類(c)から(a)に変更し(上記の内数)、残り 63 件を、別紙の表 3 のとおり分類(c)とした。

表 1 意見・提案の分類ごとの件数(下線部は暫定的な分類からの変更点)

	自然ハザード関係		自然ハザード関係以外	
	規制庁提案	ATENA 提案	規制庁提案	ATENA 提案
(a)	0 件	0 件	6 件	<u>5 件</u>
(b)	1 0 件	2 件	1 件	<u>2 件</u>
(c)	3 2 件	4 件	1 4 件	<u>1 3 件</u>

(2) 実施計画(案)の概要

上記(1)の分類ごとに、以下のとおり対応することとする。

分類(a)の案件については、対応しない。

分類(b)の案件については、原則として全てについて、令和 2 年度中を目処に改正する。

分類(c)の案件については、以下のとおり取り組み、改正案が調ったものは令和 2 年度中を目処に改正する⁵。

意見・提案が多く寄せられ、記載の具体化・表現の改善の内容が比較的明確である「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」に関する以下のものに取り組む。なお、番号は、整理上の通し番号であり、N は規制庁からの意見・提案、A は ATENA からのものを示す。

- No. 39N 施設・設備施工上生じうる隙間部等
- No. 40N 海水ポンプの機能保持、漂流物による波及的影響
- No. 41N 津波監視設備及び監視機能の明確化
- No. 42N 津波荷重の設定において考慮する知見
- No. 55N 年超過確率の評価⁶
- No. 19A 動的な津波防護施設と安全機能に係る要求事項

令和 2 年度第 34 回原子力規制委員会臨時会議において、規制要求の内容に誤解を生じるおそれがあり表現の改善に早期に取り組むことが必要であることにつき了解されたことから、以下のものに取り組む。

- No. 51N 震源特性パラメータの設定
(基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド等)
- No. 63N 多重性又は多様性を要求する安全機器
(実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈)

⁴ 分類(c):その他記載の具体化・表現の改善の検討が必要なもの

⁵ 改正の要否を含めた検討の困難さ等により、令和 2 年度内に対応が完了しない場合もある。

⁶ 基準津波に関するもの

(3) その他

令和2年度の達成状況は、令和3年度の実施計画案を原子力規制委員会に諮る際に併せて原子力規制委員会に報告する。

なお、上記以外の案件についても、必要に応じて見直し対象として取り組む場合がある。そのような場合は、令和2年度の達成状況の報告等を行う際に併せて原子力規制委員会に報告する。

3. 令和3年度以降の進め方(案)

令和3年度以降の審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善については、進め方を以下のとおりとしたい。

(1) 規制庁及び ATENA からの優先順位等に係る意見聴取

毎年末を目処に、規制庁内及び ATENA から、意見・提案及びその優先順位等に関する意見を聴取する。

(2) 年度毎の実施計画案の作成

上記(1)の結果を踏まえ、規制庁で以下の点を含む次年度の実施計画案に関する意見交換を公開で行う。

- 意見・提案の分類の確定
- 対応案件の優先順位
- 次年度に対応するものの選定

(3) 実施計画の策定

毎年度末を目途に、次年度の実施計画案を原子力規制委員会に諮り、了承を得る。

(4) 実施計画に基づく取組

了承された実施計画に沿って改正に係る検討に取り組み、改正案が調ったものは当該年度内を目処に改正する⁷。達成状況は、上記(3)を行う際に併せて原子力規制委員会に報告する。

なお、実施計画案に含まれなかった案件についても、必要に応じて対象とする場合がある。そのような場合は、達成状況の報告等を行う際に併せて原子力規制委員会に報告する。

(添付資料)

別紙 審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について 令和2年度の実施計画(案)

参考資料1 審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について 意見・提案の収集結果と今後の進め方 (令和2年度第27回原子力規制委員会(令和2年9月23日)資料4)

⁷ 改正の可否を含めた検討の困難さ等により、当該年度内に対応が完了しない場合もある。